

福祉・介護の仕事に就こうと考えている皆さん！

介護福祉士・社会福祉士資格取得のための学費が借りられます！

介護福祉士・社会福祉士養成施設等への修学資金の貸付を行う「介護福祉士等修学資金貸付制度」が大幅に拡充されました。

養成施設等に在学期間中、1月5万円を限度に貸付が受けられます。

この貸付金は、養成施設等を卒業後、引き続き岡山県内で、5年間介護又は相談援助の業務に従事した場合、返還が免除されます。

（貸付けの内容）

貸付額：1月当たり5万円を限度とします

（この他に、希望により貸付の初回に入学準備金、最終回に就職準備金として、それぞれ20万円を限度に加算することができます。）

貸付期間：養成施設等に在学する間

利子：無利子です

返還免除：① 養成施設等を卒業の日から1年以内に、
② 社会福祉士又は介護福祉士として登録を行い、
③ かつ、貸付を受けた都道府県の区域内において、
④ 介護又は相談援助の業務に従事し、
⑤ 以後5年間当該業務に従事した場合には
貸付金の返還免除を受けることができます。

募集受付：（平成22年度は5月の予定）

貸付決定：貸付審査にあたっては、優秀な学生、かつ家庭の経済状況等を勘案して決定されます。

制度を詳しくお知りになりたい方は、岡山県社会福祉協議会地域福祉部までお問い合わせ下さい。（業務時間：8:30～17:00、ただし、土日・祝日は除きます。）

【介護福祉士等修学資金貸付制度に関するお問い合わせ先】

岡山県社会福祉協議会 地域福祉部

（電話）086-226-3544（直通）

介護福祉士等修学資金貸付制度（平成 22 年度の予定）

◆ 貸付対象

- ①介護福祉士養成施設（1 年課程）
- ②介護福祉士養成施設（2 年以上課程）
- ③社会福祉士一般養成施設（1 年以上課程）
- ④社会福祉士短期養成施設（6 月以上課程）

のいずれかに平成 22 年 4 月 1 日以降入学した者、及び在学中の者で他の貸付制度を利用していない者

◆ 貸付金（限度額）

- ①月額 5 万円以内
- ②入学準備金 20 万円以内（初回のみ加算）
- ③就職準備金 20 万円以内（最終回のみ加算）

ただし、6 ヶ月以上の短期課程の場合は入学準備金か、就職準備金の一方のみ

◆ 返済方法

原則として卒業後、貸付を受けた期間の 2 倍に相当する期間内で、借受者と岡山県社会福祉協議会が協議して決定した期間内に、月賦による均等払い方式で返済・・・（無利子）

◆ 返済免除

次に該当する場合は、返済が免除されます。申請が必要です。

- ① 卒業の日から 1 年以内に（国家試験に不合格となった場合等は 3 年以内に）、② 介護福祉士等として資格登録を行い、③ 岡山県の区域内において、④ 受験資格の対象となった介護又は相談援助の業務に、⑤ 引き続き 5 年間従事した場合

◆ 貸付の募集・申込み

借入申込書に在学する養成施設の長の推薦書等を添付して当該養成施設を通じて岡山県社会福祉協議会へ提出する必要があります。（平成 22 年度の募集・申込みは 5 月の予定）

◆ 貸付決定

岡山県社会福祉協議会は、当該修学生が優秀で、かつ家庭の経済状況で真に貸付が適切かどうかを審査して資金計画の中で貸付を決定します。

貸付審査の結果は養成施設を通じて申込者へ通知します。

貸付決定を受けた者は、貸付決定通知書と一緒に送付する「借用証書」に必要事項を記入のうえ、連帯保証人等と連署し連帯保証人等の印鑑登録証明書等必要書類を添付して提出してください。

これらは養成施設を通じて提出する必要があります。

◆ 資金（貸付金）の交付

初回の資金交付は 4 月分までさかのぼって借受人の口座へ振り込みます。その後は毎月 10 日（金融機関が休業日の場合はその前営業日）に振り込みます。